

令和元年11月25日

お客さま各位

富山県信用組合

休眠預金等活用法に基づく異動事由の変更についてお客さまへのお知らせ

2018年1月1日に施行されました「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に係る法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)第2条第4項第2号に規定する理由のうち、当組合が行政庁の認可を受けた異動事由の一部変更を申請し、承認されたことをお知らせいたします。

本件に伴い、休眠預金等活用法共通規定を別紙のとおり改訂いたします。

【異動事由の変更点】

変更前	変更後
① お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。	① 同左
② お客様からATMによる残高照会があったこと。(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限りませす。) なお、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。	② 同左
③ 総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限りませす。) なお、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。	③ ただし書きを削除 貯蓄預金(トリプル通帳にセットされた貯蓄預金)は組合わせ商品としての取扱いはいたしません。

休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

富山県信用組合

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に関する資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)が2018年1月に施行されました。この法律により、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金(「休眠預金等」)については、最終異動日等から10年6か月を経過する日までに、金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管いたします。

休眠預金等の定義などについては、以下の説明をご覧ください。

なお、預金保険機構へ移管された預金につきましては、お客さまの請求により、所定のお手続き(※)を経て、いつでも払戻しいたします。

※ ご請求にあたっては、ご本人さまの預金であることを確認するため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

【休眠預金等の定義】

1. 「休眠預金等」とは、預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。
2. 「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となっている預金をいいます。
3. 「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。
 - ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される日(※)
 - ③ 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
 - ④ 金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・口座番号・債権の額等の事項を通知した日(最終異動日から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金について通知をし、当該通知が当該預金者等に到達した場合に限ります。)
 - ⑤ 当該預金等について預金等に該当することとなった日

※当組合では上記②「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち、休眠預金等活用法施行規則第5条1項5号に規定する、下記に掲げる日を最終異動日として取り扱わないことといたします。

・法令又は契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他入出金が予定されている、又は予定されていた(入出金を信用組合が把握できる場合に限る)預金等について、当該入出金が行われた日(又は行われないことが確定した日)。

4. 「異動」とは、当該預金等に係るお客様及びその他関係者の方がする引出し、預入れ、振込みその他の事由をいい、次項にある「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当します。

異動にあたるお取引一覧表

全金融機関共通の異動事由	当組合が認可を受けている異動事由
<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) お客様が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p>	<p>① お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。</p> <p>② お客様からATMによる残高照会があったこと。（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に照会したものに限ります。）</p> <p>なお、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。</p> <p>③ 総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。</p> <p>なお、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。</p>

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金等の種類	認可事由① 認可事由預貯金通帳・ 証書の発行、記帳、繰越	認可事由② 残高照会	認可事由③ 総合口座等に含まれる 他の預金等の異動
当座預金	×	×	×
普通預金	○	○	○
貯蓄預金	○	○	×
納税準備預金	○	×	×
通知預金	○	×	×
別段預金	×	×	×
期日指定定期預金	○	×	○
自動継続期日指定定期預金	○	×	○
自由金利型定期預金 (スーパー定期預金)	○	×	○
自動継続自由金利型定期預金 (スーパー定期預金)	○	×	○
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	○	×	○
自動継続自由金利型定期預金 (大口定期預金)	○	×	○
変動金利定期預金	○	×	○
自動継続変動金利定期預金	○	×	○
据置期間後解約自由定期預金	○	×	○
自動継続据置期間後解約自由 定期預金	○	×	○
定期積金	○	×	×